

別紙

警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。

警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。

(注2) 暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。

警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。